

全ト協のコロナ禍における予備費の運用 に当たる助成事業取扱の変更について

会員各位

令和2年11月9日
(一社)岡山県トラック協会

7月9日に行われた全日本トラック協会の令和2年度本予算の見直しに伴い、一部の助成事業の取扱が変更となりましたが、全日本トラック協会でのコロナ禍における予備費の運用に当たり、下記の助成事業について取扱が変更となりましたので、岡山県トラック協会の取扱も変更となりますことをお知らせします。

詳細は下記をご覧ください。

1. 見直しとなる助成事業

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業

2. 助成事業の取扱

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業

変更後：請求書の日付けが10月以降のものも助成対象とする。

変更前：導入する機器の請求書の日付けが9月30日までのものは助成対象とする。

上記の場合、登録・支払いについては、10月以降でもよい。

請求書の日付けが10月以降のものは助成対象外とする。

3. 受付期間

岡山県トラック協会の助成事業の要綱のとおり(令和3年3月15日まで)